

2023年4月13日

各位

九州植物検疫協会

「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について」
の廃止について

当協会の運営に関して、格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記については、本年4月7日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について（国（地域）及び対象品目の除外）」において、当該感染症のまん延が収まるまでの間、植物防疫官の現地派遣を取り止め、この代替措置として、輸入検査時の抽出数量を増やす等の対応について更新情報をお知らせしたところです。

このことに関して、一般社団法人全国植物検疫協会事務局から当協会事務局に対して、新型コロナウイルス感染症に対する各国の入国制限が緩和されるなど、世界的に発生が収束に向かっているものと判断され、各国への日本側植物防疫官を現地に派遣を再開していることから、本年4月13日付けで、全ての代替措置を廃止する旨の連絡がありましたので、お知らせします。

なお、周年で日本向け輸出が行われているフィリピン共和国産マンゴウ及びパパイアの生果実並びにベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コストリケンシスとの交雑種、マンゴウ及びりゅうがんの生果実の荷口のうち、当地に派遣された植物防疫官により植物検査証明書に付記がなされていないものについては、廃止前の代替措置（輸入検査時の抽出数量の2倍）は、なお効力を有することを申し添えます。